

## 各委員の御指摘と対応について

## 【文章構成】

委員御指摘	対応
○「2. 論点」について、結論を把握しやすいように構成・見せ方を工夫すべき【河島委員（追加）】 ○2のタイトルを「論点」以上に踏み込み、「強化等のための具体的改善策」とすべき【河島委員（追加）】	指摘を踏まえ修正 ※下線により強調 指摘を踏まえ修正
○不祥事への対応という姿勢ではなく、現行制度の趣旨から文章を構成すべき【勝又委員】	指摘を踏まえ修正
○「2. 論点」の各項目の順番について、(4)→(6)→(5)とした方がよい【梶谷委員（追加）】	指摘を踏まえ修正

## 【はじめに、基本認識】

委員御指摘	対応
○ガバナンスが何かという議論の前に、公益法人の在り方の基本方針・基本精神の認識から文章を構成すべき【勝又委員】 ○ガバナンスとは何かという議論の前に、一段落あると良い【河島委員】	指摘を踏まえ修正 ※P5（「1.(1)」冒頭2つの段落）
○ガバナンスの概念について明晰となるように文章の整理が必要【河島委員】 ○ガバナンスの概念について、規範を守る体制をつくること、自主規範を整備するといったことも含めて理解すればよい【佐久間毅座長代理】 ○「規範を守る」について、守るべき規範を明確にして規定を整備するという点をいれるべき【梶谷委員（追加）】	趣旨を踏まえ修正 ※P5（「その第一は、」で始まる段落など）
○三つ目の要素について、不祥事については予防・発見・対応が必要【佐久間毅座長代理】 ○法人の自浄能力・改善能力が必要【勝又委員】 ○三つ目の要素について、予防的仕組みの記載を充実、強調すべき【梶谷委員（追加）】	趣旨を踏まえ修正 ※P7（「三つ目の」で始まる段落など）
Op. 7下から3行目 「利用者」に「・受益者」を加える。「関係者」だと内部の人々というイメージがあると思うので、「ステークホルダー」に変更（ステークホルダーをどこまでとるか、というのいろいろありますが）【河島委員（追加）】	指摘を踏まえ修正 ※P9（P8の「公益法人に」で始まる段落）

Op. 8 半ば 「社外取締役の設置の義務付け」の前に「一定の条件を満たした企業への」などが必要ではないか【河島委員（追加）】	指摘を踏まえ修正 ※P10(「また、」で始まる段落)
○公益法人の特性を、営利法人と比較して記述してはどうか（法人自体の運営が、外から見て社会からの声が届くように、批判に耐えるようにという観点からされるべきというのは大きな特徴）【佐久間毅座長代理】 ○公益法人と営利法人の仕組み・目的は、異なる側面と共通する側面があり、差異をどこまで強調するかも議論がある【梶谷委員】	趣旨を踏まえ修正 ※P8(「1.(2)」冒頭の2つの段落など)

【論点（1）役員や社員・評議員のより一層の機能発揮】

委員御指摘	対応
○一部の不祥事を基盤として見直しにつなげる議論では、一方に偏った議論となる【勝又委員】 ○身内の運営になってはいけないという骨格の議論があり、その徴憑として（事例として挙げられている）不祥事があり、見直しが必要というのが基礎にある考え方ではないか【佐久間毅座長代理】 ○多くの法人は定款に「要件イ～ホ」のようなことを書いており、身内同士でということではなく、きちっとした組織立てが必要なことを明確にするということかと思う【勝又委員】	趣旨を踏まえ修正 ※「2.(1)」全体
○機関の特性を際立たせ、監事に関する記述が埋没しないようにすべき【吉見委員】 ○機関に上下関係があるかのような書きぶりになると誤解を招く【勝又委員】	趣旨を踏まえ修正 ※脚注2
○将来的に、3分の1規制を理事・監事・評議員全体で見た場合にも適用させることもあってよい【佐久間毅座長代理】	指摘を踏まえ修正 ※P17(P16の「なお」で始まる段落)
○一定規模以上の法人に外部人材活用の仕組みを設けることとしている記述について、単に後述を参照するのではなく、書きぶりを工夫すべき【吉見委員】	趣旨を踏まえ修正 ※P18(「このような」で始まる段落)
○社員の選定に理事会が関与することについて、整理が必要ではないか【佐久間毅座長代理】 ○手続としての理事会の関与に加え、恣意的な選定ではないかも重視すべきであり、開示の仕組み等で是正できないか【梶谷委員】 ○実態として、社員は会員であることから、社員資格を入会の段階でコントロールすることは現実的には難しい【勝又委員】	指摘を踏まえ修正 ※P18(「なお」で始まる段落)

○不当に加入を拒んではならないという定めを置いている制度もあるが、公益法人にそれを求められるかとなると、更に検討が必要【山本委員】	
○理事や評議員の数が多ければ良いわけではないことも記述すべき。また、将来的には一定割合を外部の者とするのもあってよい【佐久間毅座長代理】 ○15 ページ冒頭 「配慮が必要である。」より、「配慮した制度設計が必要である。」とすべき【河島委員（追加）】	指摘を踏まえ修正 ※P20(「ただし」で始まる段落) P18(「なお」で始まる段落)
○評議員が責任追及をうける側に回る可能性について、考える必要がある【佐久間毅座長代理】	原案を維持

#### 【論点（2）会計監査人の設置義務付け範囲の拡大】

委員御指摘	対応
○会計監査人の義務付け範囲と外部者の選任を求める範囲は、必ずしも基準を一致させる必要もない【佐久間毅座長代理】	指摘を踏まえ修正 ※P18(「このような」で始まる段落)
○タイトルは、「会計監査人監査の義務付け範囲の拡大」となると思う【吉見委員】	指摘を踏まえ修正 ※P22
○会計監査人の監査の位置づけをもう少し明確にすべき【吉見委員】 ○会計監査の必要性を冒頭で触れるべき【佐久間清光委員】	指摘を踏まえ修正 ※P22～23(「2.(2)①」の冒頭の3つの段落など)
○過去の基準についても参考として明記すれば、パブコメでも意見を述べやすくなる【佐久間清光委員】	指摘を踏まえ修正 ※脚注5 (参考資料参照)
○収益基準やその変遷についても整理すべき【佐久間清光委員】	参考資料参照
○基準の見直しを考えるに当たって、規模別の法人の分布を確認すべき【勝又委員】 ○監査を受ける法人の割合について意識してもよい【佐久間毅座長代理】	参考資料参照
○社会福祉法人の設置基準との関係について、説明ができるようにすべき【佐久間毅座長代理】 ○社会福祉法人と公益法人とは、公的資金が入っているかという点で違いがあり、同じ土俵で論じるには慎重であるべき【勝又委員】	原案を維持 ※P26～27に、社福の基準及びその動向を考慮すべき旨も記述
○会計監査の費用負担に関する記述は、慎重を期する必要がある【佐久間清光委員】	指摘を踏まえ修正 ※P27(「一方で」で始まる段落)

	る段落)
○公認会計士の確保が困難な地域に対する配慮という記述は、削除してもよいかと思う【吉見委員】 ○卵と鶏の関係で、仕事が増えれば地方でも公認会計士は増える。制度が変われば、それに応じた対応がされると思う【佐久間清光委員】	指摘を踏まえ修正 ※P27(「一方で」で始まる段落)
○「範囲」の広げ方をどの程度具体化するのかも難しい問題として残っている。公益法人らしい視点でこれらの規模基準も考えるべき【吉見委員】 ○公益法人制度は公益目的事業費用が重視されており、費用を基準に用いることも有用【佐久間毅座長代理】 ○仮に会計監査人の範囲を広げるとするなら、公益法人ならではの視点を持った基準を別途設定することが必要【吉見委員】	引き続き検討 ※P27(「なお」で始まる段落 (参考資料参照)
○補助金の性格なども含めての検討が必要【吉見委員】 ○補助金と会計監査との関係については、補助金受給の条件とする方法も考えられる【山本委員】	指摘を踏まえ修正 ※P28 (P27の「国等から」で始まる段落)
Op. 18「補助金」は「公的補助金」とすべき【河島委員 (追加)】	指摘を踏まえ修正 ※P27(「国等から」で始まる段落)

### 【論点 (3) 透明性の確保の推進】

委員御指摘	対応
○タイトルを透明性確保の推進、などに変更【河島委員 (追加)】	趣旨を踏まえ修正 ※P28
○公益法人の透明性の必要性は、公益法人に求められる自律性等の基本精神の必要要件の一つで、理事、評議員等の機関設計の要件と内容を異にするもの。 ガバナビリティの最初のセクションで取り上げるべき課題である。その上で、パラ1で述べている認定にあたって法律でも定められていることであると再確認すべき【勝又委員 (追加)】	指摘を踏まえ修正 ※P28(「公益法人は」で始める段落)
○透明性を高めるため、各法人が考えるガバナンスコードの策定もこの部分で奨励すべき【勝又委員 (追加)】 ○「法人独自の取組を本ポータルサイトに記載できるようにするなど」について、より踏み込んでよいと思う【梶谷委員 (追加)】	趣旨を踏まえ修正 ※P29(「さらに」で始まる段落)
○公的なポータルサイトだけでなく、公益法人の便宜を図るため、民間公益法人が提供しているポータルサイトもあることに言及すべき【勝又委員 (追加)】	指摘を踏まえ修正 ※脚注7

○「公益法人 information」の閲覧請求の，“請求”手続きをはずすという件に賛同【勝又委員（追加）】	—
--	---

【論点（４）法人による自主的な取組の促進・支援】

委員御指摘	対応
○繰り返し、公益法人の本来の姿は、自律性、自主性により運営されるべきものであり、行政庁や他の主体からの「押しつけ」ではないことを強調すべき【勝又委員（追加）】	趣旨を踏まえ修正
○会計監査人について、説明が必要。監査法人のことか、公認会計士の資格を持った人か、税理士でもよいのか、等【勝又委員（追加）】	指摘を踏まえ修正 ※脚注1
○「その気」という言葉に違和感がある。非常にあいまいである。 “個々の担い手が、それぞれの立場で「その気」・・・”という部分、まずは公益法人としての責任と、そのためにとるべき行動を自覚し、行動にそれを実践するという事ではないか【勝又委員（追加）】	趣旨を踏まえ修正 ※P29～30
○ガバナンスコードの策定も各法人の自主性により行われるべきで、そのための支援を行うということも強調すべき【勝又委員（追加）】	原案を維持 ※P30に記述あり
○「立入検査の頻度を減らす」との記載はやや直接過ぎるため、「会計監査人設置法人については、そうした事情も勘案して立入検査等の必要性を判断する」といった記載のほうが良い【梶谷委員（追加）】	指摘を踏まえ修正 ※P30
○「例えば以下の方法により」の箇所、「ガバナンスにかかる整備・運用状況にかかるチェックリストを作成し、この遵守状況の自己点検結果および不遵守の理由、今後の取組への姿勢等についてポータルサイトに公表する仕組みを整備する。さらには、そうした公表を行った法人について、一定の評価を行う。」といった記載も入れられると良い【梶谷委員（追加）】	指摘を踏まえ修正 ※P30～31

【論点（５）残余財産への行政庁の関与】

委員御指摘	対応
Op. 23 冒頭について、「上記のような事例や移行法人についての規定、さらに、残余財産が引き続き公益増進のために活用されることが公益法人制度にとって極めて重要であることを考慮すれば、公益認定の取消し…（略）…については、行政庁が確認することとするなど、不適切な処理を防ぐために行政庁が法律上関与できる仕組みを導入することが必要である」といった記述とすべき【山本委員（追加）】	指摘を踏まえ修正 ※P32～33（P32の「上記のような」で始まる段落）

<p>○残余財産の帰属先に関する条文に加えて、どのようなかたちで帰属先を決めるのか、理事評議員会だけで良いのか、等について検討する必要がある【勝又委員（追加）】</p>	<p>原案を維持 ※制度見直しに併せ、モデル定款等も必要に応じて見直し</p>
--	---